

綱紀審査会の運用状況の公表に関する規則

(平成十六年六月十八日規則第九十七号)

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

(目的)

第一条 この規則は、綱紀審査会の運用状況の公表に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用状況の公表)

第二条 本会は、綱紀審査会が弁護士法第六十四条の四第

一項の規定により原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めるときを相当と認める旨の議決をした事案について、六か月ごとに次に掲げる事項を公表する。

一 事案の概要

二 綱紀審査会の議決の理由の要旨

三 綱紀審査会の議決の年月日

四 前各号に掲げるほか特に必要と認める事項

2 本会は、前項の事案について、原弁護士会がした懲戒の処分の内容、原弁護士会が懲戒しない決定をした旨又は懲戒の手続が終了した旨を公表することができる。

3 前二項の公表にあたっては、懲戒の手続に付された弁護士又は弁護士法人、原弁護士会及び関係人が特定されないよう配慮しなければならない。